一般社団法人　電気加工学会　研究委員会規程

平成２９年１１月３０日　理事会制定

（目　的）

1. 研究委員会は電気加工技術に関連する各分野の研究者・技術者をもって組織し，電気加工関連学問・技術の健全な発達を期するために重要な課題について，継続的に調査研究し，その成果を普及させることを目的とする．

（設置・募集）

1. 理事会の下に研究委員会を置く．研究委員会の設置は会誌等で公募する．
2. 研究委員会の設置を希望するものは，研究委員会設置申請書（別紙１）及び運営規則を会長に提出する．運営規則には次の事項を必ず規定する．名称，目的，委員資格の得失，会費，会計，役員の任免，設置期間，終了と解散．
3. 研究委員会の設置については，会長からの諮問を受け、理事会において，可否を審議決定する．

（研究委員会の設置数）

1. 研究委員会の設置数は，原則として総数５以内とする．

（構　成）

1. 研究委員会は，委員長１名，幹事若干名，委員をもって構成する．委員長，幹事は名誉会員，正会員のいずれかであることを原則とする．
2. 委員は，電気加工学会会員の如何を問わない．

（運　営）

1. 研究委員会は，目的を達成するために必要な調査研究，共同研究，教育・研修，事業（講習会，シンポジウム，セミナー等）を行う．
2. 研究委員会は，学会と連絡・協力を密にして，成果を上げるよう努めなければならない．
3. 研究委員会は，年度終了後直ちに決算報告書と活動報告書を会長に提出しなければならない．
4. 研究委員会が成果を会誌に掲載することを希望する場合は，会誌編集委員長に申し出る．
5. 研究委員会が，その成果を単行本として出版し，あるいは会誌以外の雑誌に掲載する場合は，会長の了承を得るものとする．また，出版・掲載に当たっては当該研究委員会活動の成果であることを明記する．

（会　計）

1. 研究委員会はその運営費として研究委員会年会費ならびに研究委員会資料費を徴収することができる．
2. 研究委員会の設置に当たって，資金が必要な場合には発足後１年以内に限り，会長あてに資金借用書を提出し，理事会の承認を経て資金を借用することができる．
3. 研究委員会が学会から便宜を受けた場合には、理事会が別に定める所定の費用を学会に納入しなければならない．

（設置期間）

1. 研究委員会の設置期間は原則として２年以内とする．ただし，設置期間を経て更に延長を希望する場合には理由を付して会長あて延長願いを提出し，理事会の承認を得る．延長は２年を単位とし，その回数は制限しない．

（研究委員会の終了）

1. 研究委員会の活動終了時には，終了報告書（含む，活動の概要，成果報告書，終了時決算）を会長に提出し，理事会の承認を得るものとする．
2. 終了報告書は事務局に５年間保存し，会員の閲覧に供するものとする．
3. 活動を終了する研究委員会は，借用資金および剰余金を学会に納入しなければならない．

付　則

本規程は，平成２９年１１月３０日から施行する．

一般社団法人　電気加工学会会長殿

研究委員会　設置申請書

平成　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| １．研究委員会名称 | △△△△△△　研究委員会 |
| ２．趣旨および目的 |  |
| ３．事業計画の概要 | (1)設置期間：平成　年　月　日　～　平成　年　月　日(2)主要活動計画，活動内容：* △△△△△
 |
| ４．予算の概要 | (1)収入：　　○○　千円　　　　内　訳：△△△△△△△△△△　　○○千円△△△△△△△△△△　　○○千円（(2)の借用資金も記載） ◎◎千円(2)資金借用申請額および使途（申請する場合のみ）　　　　申請額：　◎◎千円　　　　使　途：△△△△△△△△△△　　○○千円△△△△△△△△△△　　○○千円(3)支出：　　○○　千円　　　　内　訳：△△△△△△△△△△　　○○千円△△△△△△△△△△　　○○千円 |
| ５．研究委員会の構成 | 委員長　：　　　　　　　　（会員番号：　　　　　）幹事　　：　　　　　　　　（会員番号：　　　　　）委員：（以下適宜記載） |
| ６．申　請　者 | 氏名　：所属　：住所　：〒連絡先Tel: Fax:　　　E-mail: |

（上記項目について２頁以内で作成してください）